

北空知衛生センター組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和元年12月23日

組合条例第16号

北空知衛生センター組合における会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関しては、深川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年深川市条例第26号）を準用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（期末手当に係る在職期間の特例）

第2条 この条例の施行日前において、北空知衛生センター組合非常勤職員取扱規則（平成31年組合規則第4号）の規定に基づいて任用されていたものに係る在職期間については、深川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例附則第2条を準用する。